

[規 約]

第1章 総 則

(名 称)

第1条 本会はその名称を長野県テニス協会と称する。(以下「本会」という)

(組 織)

第2条 本会は、長野県内における一般社会人テニス団体及び学校テニス部をもって組織する。

(事務所)

第3条 本会は事務所を理事長方におく。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第4条 本会は、長野県におけるテニス界を代表する団体として、テニス競技の普及、振興を図り、かつ県民の心身の健全な発達に寄与することを目的とする。

(事 業)

第5条 本会は、目的を達成するために、公益財団法人日本テニス協会・北信越テニス協会・公益財団法人長野県体育協会に加盟し、次の事業を行う。

- (1) テニスに関する全国大会、北信越大会、長野県テニス選手権及びその他のテニス競技会の開催及び後援
- (2) テニスに関する全国大会、北信越大会への代表者の選考と派遣
- (3) テニスの競技力向上
- (4) テニスに関する公認指導員及び審判員の養成並びに資格認定
- (5) テニスの指導普及
- (6) その他本会の目的達成に必要なまたは有益な事業

第3章 役 員

(役 員)

第6条 本会に次の役員を置く。

- (1) 常任理事・若干名(会長・1名、副会長・若干名、理事長・1名、副理事長・若干名、総務委員長・1名、競技委員長・1名、ジュニア委員長・1名、普及大会委員長1名、強化委員長・1名、普及指導委員長・1名、会計・2名、監事・2名)
- (2) 理事・若干名(加盟団体より推薦された定数)

(役員を選出)

第7条 常任理事の選出については以下の通りとする。

会長及び理事長は、あらかじめ常任理事及び理事10名以上から推薦を受け た者より決定する。このとき推薦を受けた会長又は理事長が一人の場合は推薦の締め切り時点で決定し、複数以上の場合は理事会に出席した役員 of 選挙(出席者の過半数以上の推薦を受けた者)により決定する。会長又は理事長に推薦された者がいなかった場合は、理事会に出席した役員で選挙(出席者の過半数以上の推薦を受けた者)を行い決定する。会長及び理事長が決定した後、各地区代表2名及び理事長の計9名からなる選考委員会にて、残りの常任理事を推薦し、理事会の承認を得て決定する。

2. 理事は、各加盟団体が次の各号に定める定数の理事を理事会へ推薦し、会長が委嘱する。

理事定数(人口はその年の1月1日現在とする)

- | | |
|----------------------------|-------|
| (1)人口 30,000人以下(ただし、町村に限る) | 理事 1名 |
| (2)人口150,000人以下 | 理事 2名 |
| (3)人口150,000人以上 | 理事 3名 |
| (4)長野県高等学校体育連盟テニス部 | 理事若干名 |
| (5)特別加盟団体(各団体) | 理事 1名 |

(役員 of 職務権限)

第8条 会長は、本会を総理し、本会を代表する。

2. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。
3. 理事長は、会長及び、副会長を補佐するとともに、理事会の決議に基づき、常に本会の会務及び、財務を掌理する。
4. 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるときは、その職務を代行する。
5. 理事は、理事会を組織して本会の運営に関する事項を協議し、会務を執行する。
6. 会計は、本会の会計及び財務を処理する。
7. 監事は、本会の会務及び財務を監査するとともに、常に本会の会務及び、財務を掌理する。
8. 各委員長は、協会員より副委員長及び委員の人選を行い、理事会に報告するとともに、委員会を組織し本会の業務を処理執行する。
9. 常任理事は、理事会及び常任理事会に出席する。

(役員任期)

- 第9条 役員任期は2年とし、再任は妨げない。
2. 補欠により選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。
3. 役員は、その任期満了後でも、後任者が就任するまでは職務を継続する。

(名誉会長、顧問、参与)

- 第10条 本会に名誉会長1名、顧問及び参与を若干名置くことができる。
2. 名誉会長、顧問及び参与は、本会の事業運営に特に功労のあった者の内から理事が推薦し、会長が委嘱する。
3. 名誉会長、顧問及び参与は、会長の要請により常任理事会及び理事会に出席し、意見を述べることができる。

第4章 会 議

(会 議)

- 第11条 本会に次の会議を置き、会長が議長となる。

- (1) 理事会
- (2) 常任理事会

(理事会)

- 第12条 理事会は常任理事・理事をもって組織し、本会の最終決議機関で会長がこれを招集する。
2. 理事会の成立は、理事及び常任理事の現在数の過半数以上の出席による。ただし、委任状を提出したものは出席者数とする。
3. 理事会の議事は、出席者数の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところとする。
4. 理事会は年1回以上開催し、必要に応じ臨時理事会を開催することができる。
5. 理事会を構成する理事及び常任理事の3分の1以上から、会議の目的事項として、理事会の招集を請求されたときは、会長は速やかに理事会を開催しなければならない。

(理事会に付議すべき事項)

- 第13条 理事会へは、この規約に定めのあるものの他、次に掲げる事項を付議する。

- (1) 事業計画及び収支予算に関する事項
- (2) 事業報告及び収支決算に関する事項
- (3) 規約、規程の制定及び改廃に関する事項
- (4) その他本会の業務に関する重要事項で、理事会において必要と認められた事項

(常任理事会)

- 第14条 常任理事会は、常任理事をもって組織し、会長がこれを招集する。
2. 常任理事会は、本会の事業執行上必要な事項を討議する。ただし、緊急を要する場合は決議を行うことができる。その場合理事会に報告し同意を得ることとする。

(専門部会)

- 第15条 本会は、理事会の承認を得て専門部会を設けることができる。

2. 専門部会は、会長が委嘱した専門部員をもって組織する。
3. 専門部会は、本会の事業執行に必要な専門事項を遂行する。

第5章 委 員 会

(委員会)

- 第16条 本会に次の委員会を置く。

総務委員会、競技委員会、ジュニア委員会、普及大会委員会、強化委員会、普及指導委員会

(委員会の業務)

- 第17条 委員会は、次の業務を処理執行する。

- (1) 総務委員会は、理事会・常任理事会・委員長会議・部会の運営、表彰、上部団体への共催・後援申請、事業日程の作成、施設の使用申請・報告・各施設の調整会議、補助金の申請・報告、インターネットの管理運用、テニスのしおり作成、記念事業・記念誌作成、会員登録の運用・管理、個人情報保護方針等に関すること
- (2) 競技委員会は、本会が主催・共催・後援・主管する県大会の運営、加盟団体が開催する県大会の管理、県ランキングの作成・運用・管理、JTA選手登録(ベテランも含む)の管理、県内で開催される北信越・全国大会の運営、ネットエントリーの管理運用等に関すること
- (3) ジュニア委員会は、県予選ジュニア大会の運営、北信越予選ジュニア大会の運営、ジュニアシード基準表作成・運用管理、ジュニア選手登録運用・管理等に関すること
- (4) 普及大会委員会は、テニスの普及振興、小・中学生の普及大会運営等に関すること
- (5) 強化委員会は、国体・北信越国体への選手派遣、国体強化指定選手の選考、国体選手の競技力向上、ふるさと登録、ジュニア強化指定選手選考、小・中学生の強化練習等に関すること
- (6) 普及指導委員会は、TENNIS PLAY & STAYの普及促進、指導員・審判員の更新講習会、ジュニア講習会、県指導員の認定会、スポーツ指導員養成講習会・研修会、ルール・審判講習会、また指導員・審判員の更新、各資格取得者の名簿管理、県大会役員募集等に関すること

第6章 会 計

(経 費)

第18条 本会の経費は、加盟金、分担金、賛助会費、補助金、賛助金、繰入金、収益金、寄付金、預り金、雑収入等によって支弁する。

(加盟金、分担金、賛助会費、賛助金、預り金)

第19条 分担金については、別に本会加盟規程に定める。

2. 本会の賛助会費については、別に本会賛助会規程に定める

3. 本会の加盟金については、別に本会特別団体加盟規程に定める

4. 本会の預り金、賛助金は次の通りとする

(1) 預り金は、定められた大会のみ、J T Aワンコイン募金として大会参加者から定められた額を徴収し、J T Aまたは北信越へ納入するものとする

(2) 賛助金は、定められた大会・講習会等から、ワンコイン募金として定められた額を徴収し、長野県テニス協会本会計へ納入するものとする

(会計規程)

第20条 本会の会計規程は、別にこれを定める。

(予算及び決算)

第21条 本会の予算は、理事会の審議が必要であり、決算は監事の監査を経てから理事会に報告し、その承認を得ることが必要である。

第7章 加盟及び資格の喪失

(加 盟)

第22条 本会に加盟するためには、次の各号に該当する団体であり、理事会の承認を必要とする。

(1) 市町村ごとに1団体を原則とし、その市町村に置けるテニス界を代表する団体とする。

(2) 学校テニス部(大学・高等学校・中学校)の加盟については、別にこれを定める。

(3) 特別団体の加盟については、別にこれを定める。

(加盟手続)

第23条 本会への加盟が承認された団体は、本会加盟規程第4条の規定により、分担金を納入する。

2. 特別団体として加盟が承認された団体は、本会特別団体加盟規程第3条の規定により、加盟金を納入する。

3. 本会への加盟が承認された団体は、本会規約第7条第2項の規定により、理事を選出し、理事会へ推薦する。

4. 年度途中の加盟は、理事会開催までの仮加盟とし、会長が専決する。なお、分担金等に関する事項は前項に準ずる。

5. 即納の分担金及び加盟金は、いかなる理由があってもこれを返還しない。

(資格の喪失)

第24条 次の場合には、理事会の承認または決議により加盟団体の資格を失う。

(1) 脱会の申出があったとき

(2) 分担金を2年以上滞納したとき

(3) 本会の名誉を著しく毀損したとき

(4) 市町村の代表団体として認められないとき

(5) 本会の規約に違反したとき

第8章 表 彰

(表彰規程)

第25条 本会の表彰規程は、別にこれを定める。

第9章 登録及び個人情報保護

(登録規程)

第26条 本会の会員登録規程及び、ジュニア選手登録規程は、別にこれを定める。

(個人情報保護)

第27条 本会の個人情報保護方針は、別にこれを定める。

付 則

(施行期日)

この規約は、1995年(平成7年)4月1日から施行する。

この規約は、2020年(令和2年)2月23日に一部改訂・施行する。